

寄付・協賛に関する規程

一般社団法人オーシャンスイープ協会

第1条(目的)

この規程は一般社団法人オーシャンスイープ協会(以下「当社団」という)が受領する寄付金及び協賛金に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条(定義)

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一般寄付金 団体、法人、個人が用途を特定せずに寄付した寄付金又は協賛金

用途特定寄付金 当社団が用途をあらかじめ特定して公募し、それに応じて団体、法人、個人が寄付した寄付金又は協賛金

特別寄付金 団体、法人、個人が用途を特定して寄付した寄付金又は協賛金

第3条(受入基準)

当社団は、寄付金等が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄付金等を受け入れることができないものとする。また、寄付金等の受領後に該当することが発覚した場合は返金するものとする。

(1) 寄付金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が付されているとき

イ 寄付者に寄付の対価として何らかの利益または便宜を供与すること

ロ 寄付者が寄付の経理について監査を行うこと

ハ 寄付後に寄付者が寄付の全部または一部を取り消すことができること

ニ 寄付された寄付金等を寄付者に無償で譲渡または使用させること

ホ その他代表理事が当社団の運営上支障があると認める条件

(2) 寄付金等を受け入れることにより、当社団の業務、財政、または名譽に負担または支障が生じると認められるとき、その他寄付金等が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないと判断されるとき

第4条(受入手続き)

寄付金等を当社団に渡そうとする者は、様式2又は様式3に必要事項を記入の上で申し込みを行う。

2、当社団は、前項により寄付金の申込を受理したときは、庶務担当理事により第3条の基準に該当しないことを確認のうえ受け入れの可否を決定し、理事会へ報告する。

3、寄付金等を当社団に寄付しようとする者が特定の用途を指定した場合についてはその目的を有する特別会計に、用途を特定しない場合は一般会計に繰り入れるものとする。

4、寄付金等の受け入れが決定したときは、寄付者に対しその旨を通知する。

5、1回の寄付金額が30万円以下の場合、本条各項に依らず、当社団がインターネット等で募集する寄付に応じ、当社団が指定する方法で決済を行うことで本規定の手続きを省略して寄付することができるものとする。

第5条(寄付金の使途)

受領した一般寄付金(使途を指定することなく寄付・協賛された寄付金等を含む)は下記の用途に使用するものとする。また、使途特定寄付金及び特別寄付金は募集時に予め指定された使途に限定して使用する物とする。

- ・海洋プラスチックごみにかかわる調査・研究開発の費用
- ・プラスチックごみ処分チェーンの実証実験や設備・技術の試験にかかる費用
- ・プラスチックごみ処分チェーンの運用費用(プラスチックごみ保管設備の調達費、保管設備の仮設工事費、運搬車両レンタル費、運搬車両の法定表示費、収集運搬の許可申請費、産廃処分の許可申請費、許可申請に伴う講習参加費、分解や再資源化に伴う委託費および消費エネルギー費、保管場所近隣住民等への配布物印刷費・ポスティング費、人件費、輸送費、撤去費、委託費、消耗品費など)
- ・カーボンニュートラルのための間伐・植林費用・カーボンクレジット費等
- ・残渣(灰・炭・金属など)の引き取り処分費用
- ・プラスチックごみを減らすための情報発信費用
- ・旅費交通費・通信費・人件費・広報費
- ・自主事業費
- ・その他、事務局の運営費

第6条(受領書等の送付)

一般寄付金、使途特定寄付金または特別寄付金を受領したときは、礼状、受領書を寄付者に送付するものとする。

2、前項の受領書には、当社団の事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

3、第4条5項に定める30万円以下の寄付金等については決済システムが表示する決済結果画面や電子メール等で本条に定める受領書を代えることができる。

第7条(寄付金に係る結果の報告)

当社団は、寄付者の求めに応じて寄付金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ等での公開をもってこれに代えることができるものとする。

2、当社団は、寄付者の求めに応じて当該寄付金の収支に係る計算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ等での公開をもってこれに代えることができるものとする。

第8条(その他)

本規定に定めるもののほか、寄付金の取扱いに関して必要な事項は理事長が別に定めることができる。

第9条(改 廃)

この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

付 則(2023年7月15日)

この規定は、2023年度第2回臨時社員総会の承認のあった日から施行する。